

連結財務諸表における少数株主持分の 表示をめぐる変遷

—文献レビューと国際的な会計基準の動向—

上 田 晋 一

1. 本稿の目的
2. 負債説・中間区分項目説の展開
3. 資本説の展開
4. 親会社説と経済的単一体説をめぐる
5. 国際的な会計基準における最近の動向
6. 小括

1. 本稿の目的

連結財務諸表における少数株主持分 (minority interests) の位置づけについては、古くより会計学上の大きな争点の1つであり続けてきた。とりわけ、連結貸借対照表上、少数株主持分を資本¹⁾の構成要素とみるべきか否かという問題は、これと表裏一体である連結損益計算書の業績表示の問題とともに、連結会計基準の設定において常に議論の対象とされてきた。

わが国では、2005年に貸借対照表に純資産の部が導入されたことに伴

1) 一般に「資本」という用語には多義性があるが、本稿では、財務諸表上、負債とは区別されるべき自己資本という意味で用いている。国際的には株主持分 (equity) という用語が使われる傾向がある。

って、少数株主持分については連結貸借対照表の純資産の部のその他純資産項目として表示する旨が定められたが、株主資本と純利益については、従前の連結財務諸表原則の考え方を踏襲し、親会社株主に帰属する部分のみを指すものとされている(企業会計基準委員会(2005))。

他方、海外基準の動向をみると、最近、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)が、非支配持分(non-controlling interests)²⁾を連結貸借対照表の株主持分(equity)の内訳項目として表示し、さらに、株主持分、純利益³⁾、および包括利益(comprehensive income)については、親会社株主と少数株主の双方に帰属するものと定めた新会計基準を公表したところである。このように、少数株主持分の位置づけには国内基準と国際的な基準との間で大きな差異が存在する。

さらに、近年においては、複雑な特約を有する金融商品の出現に伴う貸借対照表の貸方側の区分表示についての再検討や、業績報告における包括利益計算書の導入の是非を巡る議論の高まりなどの影響を受けて、連結財務諸表上の少数株主持分の位置づけを巡る議論も、いっそう複雑な様相を呈しているのが現状である。国内外の基準設定主体や学界におけるこうした傾向を踏まえると、上述した新基準の内容は必ずしも最終的な結論であるとはいえず、将来的に何らかの形で再び改訂が加えられる可能性も高い。

本稿の目的は、このような傾向を念頭に置きつつ、少数株主持分の表示について言及している主に欧米の代表的な学説をレビューし、最近の国際

-
- 2) わが国では、「少数株主持分」という用語が通常使われるのに対して、IASBやFASBなどによる国際的な会計基準では、「非支配持分」という用語が一般的となっている。IASBの基準も、かつては「少数株主持分」という用語が使用されていたが(IASB(2003))、最近の改訂によって「非支配持分」に統一された(IASB(2007), IASB(2008))。本稿では、特定の会計基準や文献に言及する際は、当該基準や当該文献で用いられている用語をもって記述することとする。
 - 3) 一般に、米国基準では net income という言葉が使われるのに対し、国際会計基準では profit or loss という言葉が使われる傾向がある。本稿ではこれらとともに「純利益」と表記することとする。

的な会計基準での取扱いの現状を確認することにある。

もとより、本稿は少数株主持分の表示に関して独自の分析を展開したり、一定の結論を導いたりするものではない。過去の文献で展開された主張と国際的な会計基準の動向を確認することによって、今後の理論的な検討へ向けた足がかりを掴もうとするものである。また、本稿は、少数株主持分を資本の構成要素とみなした場合における計算構造についての若干の考察は行っているが、少数株主持分の認識や測定など連結会計処理に関わる具体的な論点については踏み込んだ言及はしていない⁴⁾。日本の会計基準との詳細な比較分析についても別稿に譲ることとする。

2. 負債説・中間区分項目説の展開

少数株主持分の表示に言及した最初期の文献としては、Lybrand (1908, p. 40) を挙げることができる。そこで例示されている連結貸借対照表は、資産の部と負債の部のみが示される極めて単純なもので、貸方側が何らかの規準に従って区分されているわけではないものであるが、負債の部の最上部に「親会社の資本金」が記載され、その下に「親会社が所有していない子会社資本金」が記載されている。

次に、Dickinson (1914) は「適切な実務は、(少数株主が保有する一筆者注一) 発行済株式の額面と、剰余金に占めるそれらの持分をともに負債として引き受けることである」(p. 183) としている。また、英国の文献であるが、Kerr (1915) には、「筆者が思うには、子会社の資本金と剰余金のうち、少数株主持分の合計額は、慣習に従って、連結貸借対照表上、常に負債の側で表示すべきである」(p. 629) との記述があり、Garnsey (1923, p. 68) などにおいてもこれと同様の記述がみられる。

このように、連結財務諸表の作成の実務が定着しつつあった時期におけ

4) 少数株主持分の認識や測定を巡る最近の動向については上田 (2007) および梅原 (2008) を参照。

る英米の文献では、少数株主持分を負債として区分計上する立場（負債説）が大勢である。しかし、これらは基本的に当時の実務の記述に終始しているものであり、少数株主持分を負債と位置づける積極的な論拠が展開されているわけではない⁵⁾。

1930年代になると、負債説を積極的に支持する有力な文献が現れている。Kohler (1938) は、米国会計学会 (AAA) の Executive Committee の指示により執筆された文献であるが、それによれば、外部株主持分は「法的な債務とはいえないが、彼らの利害が支配持分の利害と同列におかれるものではないという意味では、幾ばくか債務の性格を有している」(p. 68) とされる。その論拠としては、「完全所有ではない子会社の営業損失または欠損の全額を支配会社が負担したり、未実現利益消去額の全額を支配会社が負担したりすること」(p. 68) が挙げられているが、それ以上の記述はみられない⁶⁾。

次に、Lewis (1942) は、Kohler (1938) と同様、親会社株主と少数株主が対等な地位にはないことに注目し、少数株主持分を「純財産の部に記載すべきではない」(p. 53) と主張する。しかし、その論拠は Kohler (1938) とは異なっている。すなわち、「親会社が支配権を有しているので、少数株主は、契約上においても法律上においても、親会社の行動を阻止する力を有していない」(p. 45) ことから、少数株主持分を純財産の部に記載すれば「少数株主が連結株主持分を共有していることを意味してしまい、実態を適切に表示することにならない」(p. 53)。

さらに Lewis (1942) は、連結財務諸表に対して親会社財務諸表の延長であるとの位置づけを与えた上で、「少数株主は所有者ではなく準債権者 (quasi-creditor)」(p. 45) であるとする。ただし「連結貸借対照表上、少数株

5) また、そもそも連結貸借対照表の貸方を負債と資本に明確に区分する実務が広く普及していたのかどうかについても別途検討の余地がある。

6) 負債説を支持する Kohler (1938) の立場は、その後のいわゆる『コーラー会計学辞典』(Kohler (1970)) においても踏襲されている。

主持分は準負債 (quasi-liability) であるが、真の負債、すなわち、将来の固定的または確定的な債務ではないことから、負債の部に記載すべきではない」(p. 53) と述べ、このことに対する実務上の解決策として「少数株主持分を負債の部と純財産の部の中間に独立して記載」(p. 53) することを提案している。

Lewis (1942) で主張されるような、実務的解決策としての中間区分項目説は、当時の米国における上級会計学のテキストにおいて広く採用されている立場であった。例えば、Paton (1941) では「少数株主持分は、本来の負債 (liabilities proper) と、支配持分に帰属する資本金と剰余金の間に、独立の項目として表示されるべき」(p. 803) とされており⁷⁾、Finney and Miller (1960, p. 310) などにおいても同様の記述がみられる。しかし、これらのテキストでは、負債と資本の間に少数株主持分を表示するための新たな中間区分領域を設けることへの積極的な主張がこれ以上展開されているわけではない。

以上の文献でみられたような中間区分項目説は、負債の定義の明確化という、当時の会計界が取り組んでいた試みに多少ならず影響を受けているものと思われる。そこでの主な狙いは、負債を、当期以前の取引に起因する将来の弁済義務を表すものに限定し、この条件に適合しない項目、例えば繰延収益やある種の利益留保性引当金といった項目の負債計上を極力排除することであった (Moonitz (1960))。

徳賀 (2003) によれば、貸借対照表の貸方を負債と資本とに2区分する前提に立脚する限り、その区分方法には「負債確定アプローチ」と「資本確定アプローチ」の2つしかない。「負債確定アプローチ」は、「まず、負債とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は、認識を否定す

7) ただし、Paton 自身は、少なくともその初期の著作においては、企業に対する請求権の多様性を考慮して、貸借対照表の貸方を区分しないとする (無区分とする) 立場を展開していた (Paton (1922))。会計主体論の立場からは企業主体説 (entity theory) と称されるアプローチである。

るか資本として範疇分けする」(p. 19)アプローチであるとされる。そこでは、負債を「特定の実体が負っている義務が『資産の譲渡』または『サービスの提供』によって決済されるもの」のみに限定した上で、「少数株主持分等の『資産の譲渡』によって決済されない項目は、資本(準資本)に分類」(p. 20)されることとなる。

一方、「資本確定アプローチ」は、「まず、資本とは何かを明確にし、それ以外の貸借対照表貸方項目は認識を否定するか負債として範疇分けする」(徳賀(2003) p. 20)アプローチとされる。Kohler(1938)の主張やLewis(1942)の視点は、「負債確定アプローチ」というよりもむしろ、資本を支配株主に帰属する持分(親会社株主持分)に限定し、少数株主持分を一種の準負債とみなすという意味で、この「資本確定アプローチ」に基づくものであった。このような意味での連結資本の確定と負債の定義の明確化という課題とを両立させるには、貸方側2区分の例外として、負債と資本の間に新たな中間領域を設定し、そこに少数株主持分を収容するよりほかに、少なくとも現実的には解決を見出すのが困難である⁸⁾。こうした中間区分項目説は、かつての国際会計基準や、純資産の部導入以前の日本の連結財務諸表原則が採用していた立場である。

3. 資本説の展開の展開

後述するように、今日、IASBやFASB等の国際的な会計基準設定主体が公表する会計基準では、少数株主持分(非支配持分)を連結貸借対照表の資本の構成要素とみなす立場(資本説)が大勢を占めるようになりつつあるが、学説上、その萌芽はNewlove(1926)においてみられる。これは、連結財務諸表における親会社株主と少数株主の所有者としての対等性に着目し、資本説を主張した最初期の文献である。すなわち、「多数派持

8) 理論的には「無区分アプローチ」等も想定されうるが、本稿ではこれ以上言及しない。

分の見地からすれば、少数株主持分」は「負債である」が、「少数株主は債権者ではなく所有者の地位にある」(p. 6)。そして、少数株主持分は「連結貸借対照表上、特別の純財産 (net worth) 勘定として表示」(p. 6) されるべきとする。以後、このような資本説は、主として学界の研究者によって強く支持されていくこととなる。

Moonitz (1942, 1951) は、連結財務諸表に関する基礎的な前提の1つとして企業集団の経済的単一性を設定し、連結財務諸表はこの単一の事業体を会計単位として作成されなければならないと主張している。そこでは、このような基礎的な前提から、「(連結貸借対照表の—筆者注—) 純財産または資本は、グループ全体の純財産なのであり、株式がどのように分布しているのかは二次的な問題に過ぎない」(Moonitz (1942) p. 242) との結論が導かれている。また、適切な資産負債評価の見地、すなわち「資産または負債の金額が、ただ単に子会社に対する所有割合が変化したからとの理由で改められることはない」(p. 242) との理由から、少数株主持分の負債計上が断固として否定されている。少数株主持分は資本の内訳項目として表示すべきであると主張されているが、その理由については「連結貸借対照表の資本に占める支配持分の金額を過大計上させないため」(p. 242) であるとしている⁹⁾。

Moonitz and Jordan (1964) では、この点について Moonitz (1942, 1951) よりもさらに踏み込んだ言及がなされている。すなわち、「外部者持分が連結資本を構成することは明白である。それは、総資産と総負債の差額である持分の一部を表すのだから、連結貸借対照表の資本の部に記載されるべきである」(p. 277)。そして、外部株主は「連結集団を構成する1つの

9) ただし、「連結財務諸表の第一の目的は、(主として親会社株主への情報提供であって—筆者注—) 少数株主持分に対する情報提供にあるのではない」(Moonitz (1942) p. 242)。この主張にみられるように、少数株主持分の連結財務諸表上の位置付けに関する問題と、連結財務諸表の開示の目的に関する問題は区別して考える必要があると思われる。

ユニット (one unit) の株主であり、彼らの権利・義務は、同種の株式を保有する同じ子会社の別の株主の権利・義務と同じである」(p. 277) と記している。親会社株主と少数株主の株主としての権利の同等性を強張する点では、Newlove (1926) よりも明確である。

一方、Moonitz と並ぶ、資本説を支持する代表的な学説としては、Childs (1949) を挙げるができる。Childs (1949) は、親会社 (多数派) 持分と少数株主持分の関係に関する会計専門家の見解を、(1) 「『多数派持分』の観点 (“majority interest” point of view)」、(2) 「『結合』の観点 (“combined” point of view)」の2つに分類し、それぞれの特徴を整理している。それによれば、(1) の支持者は、少数株主持分を「連結貸借対照表の片隅に収容しておくべき邪魔な項目 (accounting misfit)」とみなして、「引当金と資本金の部の間に、一種の準負債として区分表示」するのに対し、(2) の支持者は、少数株主持分を「多数派持分と同様に資本の構成要素」とみる、すなわち、「少数派は多数派と対等の地位にあると考える」(p. 54) とされる。

Childs 自身は、買収に抵抗する株主や「嫌がらせ効果 (nuisance value)」を表示してしまうのではない限りは、「少数株主持分を負債としてみなすべきではない」と主張する (p. 55)。そして、少数株主持分は、「いかなる資産に対しても先取特権 (a lien) を有してはおらず、むしろ「一定の資産に対する所有主としての持分を有するのであるから、企業の資本の一部である」(p. 55) と述べる。このように、連結企業集団の資産に対する他のすべての請求権に劣後する請求権をもつ残余請求権者としての、親会社株主と少数株主の同等性が強調されている¹⁰⁾。後述するように、この考え方は、現在の米国基準や国際会計基準で採用されている立場である。

10) このような強い主張は次の記述にも現れている。すなわち、「いくつもの法的実体の (合計された一筆者注一) 資産に対する所有主持分を表していないとの理由によって少数株主持分と多数派持分が対等ではないと考えることは、同じ理由によってある種の負債と別の連結負債が対等ではないと考えることと同じくらい、非論理的である」(Childs (1949) p. 55)。

4. 親会社説と経済的単一体説をめぐって

Childs (1949) で示されていた「『多数派持分』の観点」と「『結合』の観点」という2つの立場は、今日それぞれ「親会社説 (parent company concept)」と「経済的単一体説 (economic unit concept)」という名称で呼ばれることが一般的となっている。米国の FASB は、1980年代から1990年代にかけて、「連結財務諸表：方針と手続」と題するプロジェクトを展開していたが、このプロジェクトの一環として公表された討議資料 (FASB (1991)) は、この2つの代表的な連結基礎概念に立脚した場合における少数株主持分の取扱いを次のように整理している¹¹⁾。

まず、経済的単一体説に立脚すれば、「非支配持分は、全体の一部に対する持分ではあるけれども、経済的単一体に対する所有者持分を構成する」ことから、「多数派または支配持分と同様の一般的性格を有し、基本的には同じ方法で会計処理される」こととなる (par. 68)。そして、この考え方は、FASB 概念基準書第6号の立場、すなわち、負債を「現在の義務から生ずる (中略) 将来の経済的便益の犠牲」(FASB (1985), par. 35) と定義した上で、「連結子会社の純資産における少数株主持分は、少数株主に対して現金を支払うか他の資産を分配すべき当該企業の現在の債務をあらわしているものではなく、むしろ「そうした株主は、連結会社の内訳要素に対する所有権または残余請求権を有している」(FASB (1985), par. 254.) とする立場と整合的であるとする。

次に、親会社説に立脚すれば、連結財務諸表は「投資勘定と、子会社剰余金のうち親会社持分に相当する金額を、子会社の資産、負債、収益、費用に置き換えただけのもの」(FASB (1991) par. 69) と位置づけられ、少数

11) 連結基礎概念に関しては、我が国においてもこれまでに多数の研究が行われてきたが、比較的最近の文献としては、高須 (1996)、黒川 (1998)、川本 (2002)、佐藤 (2003) などが挙げられる。また、海外の文献としては Numberg (2001) を参照。

株主持分は、負債としての条件を満たさないが、「親会社に対して所有権を有しているわけでもない」ことから、株主持分でもないこととなる (pars. 69)。連結貸借対照表上の表示については「負債よりも下だが、株主持分よりも上」とすることが伝統的な解決策であったとする (par. 70)。

以上のように、少数株主持分の負債性は、概念フレームワークの負債の定義に照らして、経済的単一体説においても親会社説においても否定されている。両説を別つのは、親会社持分と少数株主持分はともに連結持分を構成するとみなせるのか否か、換言すれば、親会社株主と少数株主を、連結企業集団の最終的なリスク負担者である残余請求権者であるとして、同一視することが妥当かどうかに対する見方である。そこで、この問題について、我が国における最近の2つの研究論文で展開された主張を確認しておきたい。

梅原 (2006) は、伝統的な会計主体論である所有主説 (proprietary theory) と企業主体説 (entity theory) と連結基礎概念の関係を踏まえ、少数株主持分の性格を考察している。そこでは、経済的単一体説は「負債と資本 (株主持分) の区分を前提としている」ことから、「(負債と資本を区別しない—筆者注) 企業主体説とは直接的な関係がな」とされ、「連結純資産に対する包括的な株主持分を基礎としている点」では経済的単一体説も親会社説も同様とされている (p. 23)。そして、株主持分を残余請求権と解釈する所有主説を前提とすれば「少数株主および親会社のいずれもが子会社純資産に対して同等の残余請求権を有している」と解釈できることから「経済的単一体説の方が一般理論と整合的」とであると結論づけている (p. 23)。

一方、川村 (2004) は、請求権の優先劣後関係と残余利益計算という2つの観点から貸借対照表の貸方区分を再検討し、区分表示が争点となる個別的問題の1つとして少数株主持分の表示を取り上げている。そこでは、連結基礎概念の「いずれをとるかは、それぞれの連結企業集団に固有の事情を勘案して判断すべき問題」であり、「少数株主が当該子会社の事業リ

連結財務諸表における少数株主持分の表示をめぐる変遷

スクのみを負担している場合には、外部持分を形成していると考えべきであり、逆に、企業集団全体において親会社株主と同じ事業リスクを少数株主が負担しているような場合には、連結上の自己資本を構成していると考えるのが妥当」とされている (p.98)¹²⁾。ただし、親子会社株式の価格形成の相違等を勘案すると両者の対等性は認めがたく、少数株主持分は「相対的に劣後区分に分類されるべきものとは考えられるが、残余持分を構成する親会社持分とは一線を画すべき」と結論づけている (p. 98)。

以上みたように、少数株主持分を資本の構成要素とみるべきかどうかについては、現在においても理論的な決着には至っていない。そして、仮に少数株主持分を資本の構成要素であるとみなしたとしても、その連結財務諸表上の表示のあり方についてはさらに諸説が生ずることがわかる。具体的には、連結貸借対照表の資本を構成する親会社持分と少数株主持分に何らかの異質性または優劣関係を見出し、それぞれ個別に表示すべきかどうかという問題があろう。もしそのような形で表示するならば、少数株主持分については例えば資本金と利益剰余金といった源泉別の区分表示は必要になるのかどうかという問題も生ずるであろう。

さらに、連結貸借対照表だけでなく、連結損益計算書の様式についても、連結企業集団全体としての損益の内訳項目として、親会社株主に帰属する損益と少数株主に帰属する損益をそれぞれ個別に表示すべきか否かという問題が生ずるであろうし、近年みられるように、包括利益計算書が作成される場合には、その他包括利益の内訳表示や、連結貸借対照表における「その他包括利益累計額」の内訳表示は必要なのか否かといった問題にまで派生するであろう。これらの問題は、より詳細な理論的検討や、情報ニーズに関する実証的分析等によってその是非が解明されるべきであろうが、

12) 親子会社上場は、特に日本において多数みられる実務慣行であると指摘されることが多いが、親子会社株式の価格形成の相違は海外でも確認されている。Graham and Lefanowicz (1999) を参照。

さしあたり現行の会計基準での取扱いを確認しておくことは、そうした分析を実施するための一助となるであろう。

5. 国際的な会計基準における動向

米国では、1959年に米国公認会計士協会(AICPA)の会計手続委員会(CAP)が会計研究公報(ARB)第51号「連結財務諸表」(AICPA(1959))を公表し、長い期間にわたって、これが連結財務諸表の作成のための会計基準であった。しかし、ARB第51号では少数株主持分(非支配持分)の表示について特段の定めは行っておらず、実際のところ、この点については実務上の取扱いに委ねられていた。その後、FASBの前述のSFAC第6号において資本説の立場が明確化され、さらに「連結財務諸表：方針と手続」プロジェクトの一環として公表された1995年の公開草案(FASB(1995))では資本説に立脚する一連の会計手続が提案されたが、確定基準が公表されるには至らなかった。

その後、負債と資本の区分に関するプロジェクトの一環として2000年に公表された公開草案(FASB(2000))では、再度資本説の立場が明確化された。さらに、IASBと共同で実施した企業結合プロジェクトの成果として、2007年12月、財務会計基準書(SFAS)第160号「連結財務諸表における非支配持分：ARB第51号の改訂」(FASB(2007))が公表され、ここによりやく資本説に立脚する会計基準が確立されるに至っている。

一方、国際会計基準では、まず、国際会計基準委員会(IASC)が1976年に公表したIAS第3号「連結財務諸表」(IASC(1976))が中間区分項目説を採用し、当該基準の改訂版であるIAS第27号「連結財務諸表および子会社に対する投資の会計」(IASC(1988))においてもその立場が踏襲された。その後、IAS第27号はIASBによって「連結および個別財務諸表」と改題されるとともに、中間区分項目説が撤回され、資本説が採用されることとなった(IASB(2003))。

連結財務諸表における少数株主持分の表示をめぐる変遷

2007年9月に改訂されたIAS第1号「財務諸表の表示」では、財政状態計算書¹³⁾と包括利益計算書の導入とともに、資本説に基づく連結財政状態計算書と連結包括利益計算書の具体的な表示様式が明示され、さらに、2008年1月、FASBと共同して取り組まれた企業結合プロジェクトの成果として、IAS第27号の再改訂版が公表された。当該基準の内容はSFAS第160号とほぼ同一であり、非支配持分の表示に関しては、両審議会の基準間のコンバージェンスが達成されるに至っている。

2008年の再改訂版IAS第27号は、非支配持分を「直接的であれ間接的であれ、親会社に帰属していない株主持分 (equity) である」(IASB (2008) par. 4)と定義し、「連結財政状態計算書における株主持分の内訳として、親会社株主持分とは区別して表示されなければならない」(par. 27)としている。そして、「純利益 (profit or loss)、およびその他包括利益 (other comprehensive income) の各要素は、親会社株主持分と非支配持分の双方に帰属」し、「包括利益 (total comprehensive income)、(中略) 親会社持分と非支配持分の双方に帰属する」(par. 29)としている。

他方、先に公表された改訂IAS第1号では、包括利益とは、「所有者間の取引より生ずる変動額を除く、取引その他の事象より生じた1期間における持分の変動額」であると定義され、純利益とは、「その他包括利益の要素を控除した、総収益と総費用の差額」であると定義される。また、その他包括利益とは、「純利益として認識されない収益費用項目」であると定義される¹⁴⁾。したがって、包括利益は純利益とその他包括利益から構成される (IASB (2007) par. 7)。

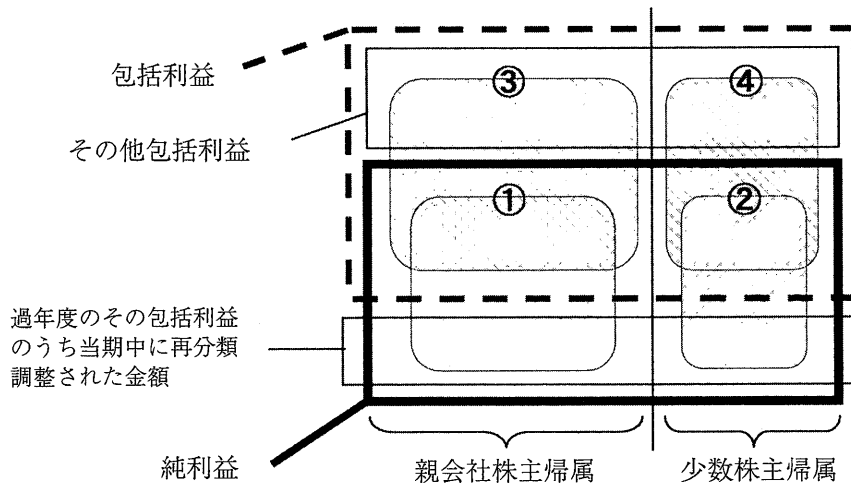
13) 改訂IAS第1号では、従来の「貸借対照表」という名称は「財政状態計算書 (statement of financial position)」に変更されている。

14) その他包括利益を構成する項目としては、例えば、(a) IAS第16号やIAS38号による再評価剰余金の増減額、(b) 確定給付型年金における保険数理差損益、(c) 為替換算調整による損益、(d) 売却可能金融資産の再測定による損益、(e) キャッシュフローヘッジにおけるヘッジ手段の損益のうち有効とされる部分などが含まれるとされている (IASB (2007) par. 7)。

改定IAS第1号は、「財政状態計算書に表示すべき最低限の項目」の1つに少数株主持分を挙げており¹⁵⁾、これを株主持分の内訳項目として表示すべきとしている (IASB (2007) par. 54 (q))。さらに、包括利益計算書では、「少数株主持分に帰属する期間純利益」、「親会社株主に帰属する期間純利益」、「少数株主持分に帰属する包括利益」、および「親会社株主に帰属する包括利益」の4項目をそれぞれ開示しなければならないとしている (par. 83, BC 59)。

さらに、改定IAS第1号は再分類調整 (reclassification adjustments)¹⁶⁾ 方式を採用していることから、連結業績の表示は重層的な構造をなすこととなる (図1)。すなわち、純利益のうち親会社株主に帰属する部分 (①) と少数株主に帰属する部分 (②) は、再分類調整額を含めて純利益の内訳とし

図1：連結包括利益計算書における連結業績の表示



* 親会社株主に帰属する部分と少数株主に帰属する部分は持分比率によって按分されているわけではなく、あくまで表示上の区分であることに注意。

- 15) 改訂IAS第1号ではいまだ「少数株主持分」という名称が用いられているが、再改定版IAS第27号では、SFAS第160号と同様に「非支配持分」に統一されている。
- 16) 再分類調整とは、「当期または過年度においてその他包括利益として認識されたが、当期において純利益に再分類された金額」をいう (IASB (2007) par. 7)。

連結財務諸表における少数株主持分の表示をめぐる変遷

て表示されるとともに、包括利益のうち親会社株主に帰属する部分(③)と少数株主に帰属する部分(④)は、連結包括利益計算書のボトムラインである包括利益の内訳として表示される。

ここで、一定の仮定を置いた上で、以上概観したIASBの新基準に依拠した場合における連結財政状態計算書と連結包括利益計算書の連携式をごく簡単に確認しておきたい。

まず、親会社単体の包括利益、純利益、およびその他包括利益はそれぞれ常にゼロであるものとする。その上で、連結包括利益計算書で表示される包括利益、純利益、およびその他包括利益をそれぞれ T 、 I 、および O と表記するが、未実現利益の消去額や支配獲得時に生じた子会社資産の時価評価差額の償却費などの当期の連結修正仕訳で生ずる損益項目については、全面的に T 、 I 、および O に反映されているものと仮定する。さらに、親会社の持分割合を α 、少数株主の持分割合を $(1 - \alpha)$ とする。ただし、 $1 \geq \alpha \geq 0$ であり、追加取得等による期中の持分比率変動は一切ない(α は一定である)ものとする。

以上の仮定を置けば、 t 期の連結包括利益計算書における I と T は、それぞれ次に示すとおり持分比率に従って按分できる^{17), 18)}。

- 17) 本稿では、分析の簡便化のために親会社単体の包括利益と純利益をゼロと仮定している。もしゼロではない場合には、まず、連結包括利益計算書の包括利益から親会社単体の金額を差し引いた上で、差引後の金額に少数株主持分比率を乗じると、包括利益の内訳としての少数株主帰属額が求まる。純利益についても同様の方法を当てはめることができる。なお、改訂IAS第1号で例示されている連結包括利益計算書では、純利益、包括利益とともにそれぞれ8対2の割合で親会社株主帰属額と少数株主帰属額に按分されているが(IASB (2007) par. IG6)、この割合が持分比率と一致するためには本稿で記したような仮定が必要であろう。親会社単体の利益をゼロとした場合における数値例はFASB (1991) pars. 248-255を参照。また、この仮定を外した場合における詳細な数値例はMoonitz and Jordan (1964) pp. 332-340を参照。
- 18) ただし、連結修正仕訳で生ずる損益項目のうち、例えば全部のれん方式を採用している場合におけるのれんの減損損失などについては、親会社の負担額と少数株主の負担額を計算する際の按分率が持分比率と異なる場合がある。したがって、このような項目がある場合には持分比率による按分は不適切となろう。この問題点については上田(2007)を参照。

$$I_t = \alpha I_t + (1 - \alpha) I_t \quad T_t = \alpha T_t + (1 - \alpha) T_t$$

さらに、過年度のその他包括利益のうち当期中に再分類調整された金額を R と表記すると、次に示す関係が成立している。

$$\begin{aligned} T_t &= I_t + O_t - R_t \\ &= \alpha(I_t + O_t - R_t) + (1 - \alpha)(I_t + O_t - R_t) \end{aligned}$$

一方、連結財政状態計算書については、株主持分を E と表記し、その内訳項目である親会社持分については、払込資本を C 、留保利益を S 、その他包括利益累計額を A と表記し、少数株主持分については、源泉別の表示が求められていないことから、一括して M と表記すると、連結財政状態計算書上の t 期末の株主持分の構成は次のように表現できる。

$$E_t = C_t + S_t + A_t + M_t$$

ここで、配当等の分配はないものとする、 S と I の間には次に示すクリーンサープラスの関係が成立している。

$$S_t = S_{t-1} + \alpha I_t$$

また、再分類調整を前提とすれば、 A および M にはそれぞれ次の関係が成立している。

$$\begin{aligned} A_t &= A_{t-1} + \alpha O_t - \alpha R_t \\ M_t &= M_{t-1} + (1 - \alpha)(I_t + O_t - R_t) \\ &= M_{t-1} + (1 - \alpha) T_t \end{aligned}$$

したがって、追加出資等による払込資本の期中変動がないとすれば ($C_{t-1} = C_t$)、期首株主持分と期末株主持分の関係を次のように整理する

連結財務諸表における少数株主持分の表示をめぐる変遷

ことができる。

$$\begin{aligned} E_t &= C_t + S_t + A_t + M_t \\ &= C_t + (S_{t-1} + \alpha I_t) + (A_{t-1} - \alpha R_t + \alpha O_t) + M_{t-1} \\ &\quad + (1 - \alpha)(I_t + O_t - R_t) \\ &= C_t + S_{t-1} + A_{t-1} + M_{t-1} + \alpha(I_t + O_t - R_t) \\ &\quad + (1 - \alpha)(I_t + O_t - R_t) \\ &= C_{t-1} + S_{t-1} + A_{t-1} + M_{t-1} + T_t \\ &= E_{t-1} + T_t \end{aligned}$$

以上のように、資本説に立脚する IASB の現行基準では、包括利益を介して、連結財政状態計算書と連結包括利益計算書の連携が基本的には保たれていることが確認される。

6. 小括

本稿では、少数株主持分の連結財務諸表上の位置づけについて言及している過去の代表的な文献をレビューし、米国会計基準と国際会計基準における取扱いの動向を確認した。理論上は、少数株主持分を資本の構成要素と位置づけるべきか否かについて、現在でも完全な合意が得られているわけではないが、これらの国際的な基準においては、少数株主持分（非支配持分）を親会社持分と同様に株主持分の構成要素と位置づける方向で収束しつつある。こうした方向が、少数株主持分を純資産の構成要素としながらも株主資本からは排除する日本の独自の基準に対してどのような含意を有するののかについては、よく検討してみる必要があるだろう。

資本説に立脚する場合、少数株主持分の表示の様式に関しては、なお検討の余地が残されているものと思われる。IASB や FASB の基準では、少数株主持分を払込資本、留保利益、その他包括利益累計額といった形で源泉別に分類することは求められていない。私見を述べるならば、親会社

持分との表示の対称性という観点からは、少数株主持分についてもこのような区分表示を行うことを検討して良いのではないかと考えている。また、近年、財務諸表における株主持分の範囲を明確化して、例えば強制優先償還株式といった負債の要素をもつ項目については株主持分から排除するような基準設定の傾向が国際的にみられることから、このような傾向と併せて、連結資本概念をいっそう明確化していくことが必要であると考えられる。これらの課題については稿を改めて検討したい。

[参考文献]

- American Institute of Certified Public Accountants (1959), Committee on Accounting Procedure (CAP), Accounting Research Bulletin No. 51: *Consolidated Financial Statements*. AICPA.
- Childs, W. H. (1949), *Consolidated Financial Statements: Principles and Procedures*, Cornell University Press.
- Dickinson, A. L. (1914), *Accounting Practice and Procedure*, The Ronald Press.
- Financial Accounting Standards Board (1985), Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: *Elements of Financial Statements*. FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年)
- Financial Accounting Standards Board (1991), Discussion Memorandum: *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*. FASB.
- Financial Accounting Standards Board (1995), Exposure draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards: *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures*. FASB.
- Financial Accounting Standards Board (2000), Exposure draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards: *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*. FASB.
- Financial Accounting Standards Board (2007), Statement of Financial Accounting Standards No. 160: *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements, an amendment of ARB No. 51*. FASB.
- Finney, H. A. and H. E. Miller (1960), *Principles of Accounting, Advanced*, 5th ed., Prentice-Hall Inc.
- Garnsey, G. (1923), *Holding Companies and Their Published Accounts*, Gee & co. ltd.

連結財務諸表における少数株主持分の表示をめぐる変遷

- Graham, R. C. and C. E. Lefanowicz. (1999), "Majority and Minority Ownership of Publicly-Traded Firms: A Test of the Value of Control Using Market Multiples," *Journal of Business Finance & Accounting*, Vol. 26, Issue1-2, pp 171-198.
- International Accounting Standards Board (2003), *International Accounting Standard No. 27: Consolidated and Separate Financial Statements*. IASB.
- International Accounting Standards Board (2008), *International Accounting Standard No. 27: Consolidated and Separate Financial Statements*. IASB.
- International Accounting Standards Board (2007), *International Accounting Standard No. 1: Presentation of Financial Statements*. IASB.
- International Accounting Standards Committee (1976), *International Accounting Standard No. 3: Consolidated Financial Statements*. IASC.
- International Accounting Standards Committee (1988), *International Accounting Standard No. 27: Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*. IASC.
- Kerr, D. S. (1915), "Consolidated Balance Sheets," *The Accountant*, Vol. 53, pp. 627-630.
- Kohler, E. L. (1938), "Some Tentative Propositions Underlying Consolidated Reports," *The Accounting Review*, Vol. 13, No. 1, pp. 63-77.
- Kohler, E. L. (1970), *A Dictionary for Accountants*, 4th ed., Prentice Hall, Inc. (染谷恭次郎訳『コーラー会計学辞典』丸善, 1973年)
- Lewis, E. J. B. (1942), *Consolidated Statements*, The Ronald Press.
- Lybrand, W. M. (1908), "The Accounting of Industrial Enterprises," *The Journal of Accountancy*, November 1908, pp. 32-40.
- Moonitz, M. (1942), "The Entity Approach to Consolidated Statements," *The Accounting Review*, Vol. 17, No. 3, pp. 236-242.
- Moonitz, M. (1951), *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press, Inc. (白鳥庄之助訳『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館, 1963年)
- Moonitz, M. (1960), "The Changing Concept of Liabilities," *The Journal of Accountancy*, Vol. 109, No. 4, pp. 41-46.
- Moonitz, M., and L. H. Jordan (1964), *Accounting, An Analysis of Its Problems, Volume Two*, Holt, Rinehart and Winston, Inc.
- Newlove, G. H. (1926), *Consolidated Balance Sheets*, The Ronald Press.
- Nurnberg, H. (2001), "Minority Interest in the Consolidated Retained Earnings Statement," *Accounting Horizons*, Vol. 15, No. 2, pp. 119-146.

Paton, W. A. (1922), *Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*, The Ronald Press.

Paton, W. A. (1941), *Advanced Accounting*, MacMillan.

上田晋一 (2007) 「全部のれん方式と少数株主持分の測定問題——IASB型連結手続の検討」『企業会計』第59巻第4号, pp.72-80.

梅原秀継 (2006) 「会計主体と株主持分——一般理論および連結基礎概念の適用をめぐって」『會計』第169巻第4号, pp. 13-28.

梅原秀継 (2008) 「企業結合会計の国際的収斂と日本基準の課題——のれんの処理を中心として」『企業会計』第60巻第1号, pp. 80-89.

川村義則 (2004) 「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』第23巻第2号, pp. 73-103.

川本淳 (2002) 『連結会計基準論』森山書店.

企業会計基準委員会 (2005) 企業会計基準第5号 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

黒川行治 (1998) 『連結会計』新世社.

佐藤信彦 (2003) 「少数株主持分の性格——会計主体との関連を中心として」『企業会計』第55巻第7号, pp. 48-54.

高須教夫 (1996) 『連結会計論』森山書店.

徳賀芳弘 (2003) 「負債と資本の区分——代替的アプローチの考察」『企業会計』第55巻第7号, pp. 18-25.

(本稿は平成19年度・成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。)